

第二十二回国会 参议院建设委员会会议录第十四号

昭和三十年六月二十一日(火曜日)午前
十時三十七分開会
出席者は左の通り。

出陣者は左の通り。

委員長 石川 榮一君
理事 石井 桂君
赤木 正雄君
近藤 信一君
武藤 常介君

委員

小澤久太郎君
西岡 ハル君
宮本 邦彦君
横川 信夫君
北 勝太郎君
村上 義一君
湯山 勇君
田中 一君
永井純一郎君
堀木 鎌三君

国務大臣

建設大臣 竹山祐太郎君

政府委員

警察庁警備部長 山口 喜雄君
自治庁財政部長 後藤 博君
大蔵省主計局長 原 純夫君

事務局側

建設大臣官房長 石破 二郎君
建設省河川局長 米田 正文君
常任委員 菊池 瑞三君
会専門員 武井 篤君
常任委員 常任委員 会専門員

説明員

国家消防本部長 瀧野 好晴君
建設省河川局長 米田 正文君
局水政課長 国宗 正義君

本日の会議に付した案件
○水防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(石川榮一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。前回は引き続きまして、水防法の一部を改正する法律案を議題に供します。そうして第三十四条の二の「報賞」の条文につきまして質疑をお願いいたします。

この際ちよつと申し上げます。今出席されております政府委員は、竹山建設大臣、米田河川局長、説明員は国宗水政課長、警察庁の方から、齋藤長官はまだ見えませんが、中川刑事部長が参るようになっていまして、まだ見えませんが、国家消防庁の瀧野本部長が出席されております。

○田中一君 今委員長が第三十四条の二の報賞の点と申しましたが、その前に、今消防庁が来ておりますから、同じ種類の仕事をしておるといふ関係上、消防団並びに常勤消防士といふものは、これに対する質問をしてよろしくうございませうか。

○委員長(石川榮一君) 水防に關係がいたします点に關しましてだけなら、よろしゅうございませう。

○田中一君 消防庁の方に伺いたいのですが、大体、水防団並びに水防団員といふものと、消防団並びに消防団員

というものが、一人が二役を兼ねておるといふものが何パーセントぐらいになつておるでしょうか。

○説明員(瀧野好晴君) お答え申し上げます。私の承知いたしておりますところは、私の承知いたしておりますところによりまして、純粹の水防団員が大体二十四万程度現存するといふふう聞いておるのでありますが、消防団員は全国で大体二百方程度おります。

○田中一君 河川局長に伺いますが、今私が消防庁の方に伺つた点です。いわゆる消防団員が水防団員を兼ねておるといふ大体のパーセンテージといふものが、どのくらいありますか。逆に聞きますと、水防団員が消防団員を兼ねておると、消防団員が水防団員であるというのです。

○政府委員(米田正文君) 現在の消防団は、今お話のございました二百方程度という数字に對しまして、水防団のものもそれは大部分入つておるわけですね。そのほかに、大体水防団員は二十四方でございますから、それ以外大体一割二分程度のものが専属ということでございます。

○田中一君 水防団員が兼ねておるといふので、純粹の水防団員だけのものと、消防団員が水防団員になつておるものを伺つておる。従つて、水防団員だけをやっておるもの、それは何パーセントですか。従つて、残りは全部消防団員だということになるわけですね。消防団員で水防団員を兼ねておるもの……。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 今両方聞いてみますけれども、どうもその統計は、概念的には想像つくけれども、はつきり申し上げるものはこちらにはないようです。これは重なつておるものも相当あると思つて、まあ地帯によつてなんじやありませんか。水防団員は、消防団の方が嚴格に年令等の制限等からいつて、それ以外のものも地方的には水防団に出てるものもあるかもしれません、それから重なつておる部分と重なつていない部分と、お話のように両方あると思つておるが、それを統計的には用意してないから、どうも明確にこちら申し上げかねるのであります。

○田中一君 私は大体、消防団員が水防団員を兼ねておるところが市町村には多いと思つておる。どうでしょうか、河川局長、水防団員を握つておるのだから、大体のところわかりませんか。

○政府委員(米田正文君) こまかい数字はわかりませんが、大体今申し上げましたように、消防団は全部水防を兼ねておる、これは今申し上げた数字でございます。そのほかに水防専属でやつておるといふのが二十四方でございますから、大体一割強のものが専属、こつちのことでございます。

○田中一君 委員長は埼玉県の水防団連合会長をやつておるようですが、そこで埼玉県の場合はその比率はどうなつておるのでしょうか。

○委員長(石川榮一君) お答えします。埼玉県は、消防団のうち精鋭の人をすくぐりまして水防団員を作つておるのが大部分です。消防団と水防団は重複しております。消防団の中に水防団がある。水防の方は消防よりも精鋭をすくぐつて、一騎当千の士を集めておる。そうして暗夜防風雨の中を突破して、数昼夜にわたつて戦つておる。それから、もちろん消防団全部を動員する場面もありませんが、第一次には、水防団員といふものを別にきままして、それが手に負えなくなりましてから総動員をやるという態勢をとつておる。

○田中一君 埼玉県の場合は、水防団員は全部消防団員であるということですね。

○田中一君 消防団の場合は、県単位に大体消防災害補償組合あるいは非常勤消防団員公務災害補償組合とか、いろいろな自主的な災害補償を完全になし遂げようとするための団体があるように承知しておるのです。そこで、こつちのものが全国でどのくらいあります、私の手元にある資料から見ますと、三六、七、八府県に分を算計したもので、二十九年度の都道府県消防災害補償組合は財源として一億三千五百万といふものを計上して、いつても災害補償の、いわゆる不幸な人に送

惑をかけないような態勢を整えているというように承知しているのですが、消防本部の方ではその点はどういうような指導をなさっているか、伺いたい。

○説明員(瀧野好晴君) 昭和二十六年に消防組織法の一部改正いたしましたときに、その消防組織法の第十五条の四といたので、市町村が消防団員の災害の場合の補償義務を負わされたのであります。各町村によりましてその能力のあるところもあるし、多くのものは相当大きな災害の場合には完全な補償ができない。財政措置に非常困っておりますので、国がこれを援助することも必要でありますけれども、まず県単位で、消防は全部市町村にございませぬから、それぞれ各市町村に適當な分担金を醸出したしまして、そしてその補償義務を共済するという互助制度を作らせるように主張したのであります。それは私たちの方では、今おっしゃいましたように、県単位の非常勤消防団員災害補償会という申し合せ団体があるいは地方自治法に基きまして一部事務組合という法的に根拠のあるものによるか、そういうのはいずれでもよろしいが、とにかくそういったものによつて互助組織をきめまして、そして県内の一部に災害がありました場合に、これを補償する補償会から市町村にこれが給付をするというよりな制度を推進奨励いたしました。自後今日に至るまで、全部ではありませんけれども、救府県を除きますのは、大むねそういう組織ができています。大体概略さうでございます。

○田中一君 これは法律で定めてある災害補償組合でしょうか、それとも任意団体ですか。その比率はどうなっていますか。
○説明員(瀧野好晴君) 今ちよつと手元にごさいますけれども、そういつた申し合せのような団体、法律に基かない団体、いわゆる災害補償会というよりなものと、それから先ほど申しました地方自治法による一部事務組合の形で事務を行なっているその形と、大体半々くらいだと思います。
○田中一君 私の手元にある資料を見ますと、事務組合としてある方が多いと思つたものをやはり、消防協会の他の任意団体でなく、法的な根拠のある事務組合的なものを推進していく、奨励していくというつもりですか。あるいは、どうでもよいから、金さえ払つてくれればいんだというよりな形でもつていくつもりですか、指導方針ですね。
○説明員(瀧野好晴君) この補償会の方ですね、申し合せ団体である補償会の方は、市町村全部がやれるよりな形でもつて盛り上げておる。それから一方の一部事務組合の形の方は、大体町村、市は参加しないで、町村というよりな形でありまして、一長一短があるわけでございますが、私の方はいずれを非とも是とも今きめておられません。

○田中一君 内容を見ますと、だいたいその全市町村が入つておるといふものと、市は抜いて全町村という分と、二つに分つておるのですが、これはそのほかに市としては市のこしらへた補償組合があるということなんでしょうか。それとも、そこにはできていないということなんでしょうか。

○説明員(瀧野好晴君) まあ御承知のように、大都市あたりはもう、こういうことによつていろいろのをやらなくとも大体やつていける所もありません。それから市だけの、いわゆる市だけの、こういう組織を持つておるものもございませぬ。

○田中一君 たとえば北海道のような所は、先般岩内町ですか大火があつたときに、あのような場合には、大火があつたという実績から、掛金といひますか、分担金というものの増減があるんですか。それとも、さうでなくて、一律に地方財政の負担し得る範囲というものに限定されておるものか、分担金はですね。
○説明員(瀧野好晴君) 私の承知いたしておりますところによりますと、大体一律であります。消防団員一人幾ら、大体百円以上の所は少かつたと思つておる。年間一人当り、頭数一人当り百円、少い所は五十円、三十円くらいはあります。そういうことになつておりました。大体市町村によつて格差を設けるといふことはございませぬ。

○田中一君 そうすると、それは町村負担ですか、消防団員個人の負担ですか。
○説明員(瀧野好晴君) 市町村であります。

○田中一君 お手元にあるかどうか知りませぬけれども、この水防法に基くところの費用というものは、全部水防管理団体がこれを負担するということになつておるのです。で、消防の場合を見ますと、一応その制度は変りはないと思つておるけれども、少くともさうした災害に対する費用の負担というものを、こつた団体か、今言ひ掛金消防士一人に対する幾らというものできめておられるわけなのですが、このよりな形でもつて、消防団というものは消防団員の公務または通常災害に對する補償金の財源があるわけなのであります。そこで、建設大臣は、消防法に基く消防団員に對しては、このよりな形のものを持つておられる、水防法の今日の改正案といふものが通りまして、一応その公務災害補償並びに通常一般災害補償といふものを市町村がしなければならぬといふような場合には、このよりな消防団が持つておるよりな形のもの指導するつもりであるのですか。それとも、そのまま何もせず、ただ市町村はお前の勝手にやれといふよりな態度で出られるのですか、どちらですか。またもしも、先般から論議になつておるような形でもつて財源といふものはどういふ形でもつて持つていこうとするか。先般の質問で、金がない場合にはやむを得ないから長期債、短期債でもつて補つていこうといふことだつたのですが、その点はどういふ構想をお持ちですか。

○田中一君 そのほかに、消防団がどういふ工合に常勤、非常勤消防団員に對する公務災害の補助をしておるかという資料は、私の手元にあるのであります。財源がこゝまでであるので、相当十分にやつておるようなんです。たとえば死んだ場合、大体五、六十万円程度の補償をしておるようなんです。そこで私の心配するのは、結局、消防団は歴史がございませぬ、このよりな形でもつて安心して消防活動に挺身できるという形をとつておりましたけれども、水防団が、まあ新しく今度こつた形でもつてりつぱな立法をしていくことは、大賛成なんです。で、それに対しては、やはり裏づけになるものを、考慮されなければならぬと思つておるのです。そこで、今後さういふ形に持つていくのではなからうかと思つておるけれども、しかしながら、御存じのように、火事と違ひまして、火事は人為的なものが多い、しかし水害といふものは大体天災で来るものであります。政府がいろいろ財政上の点から当然しなければならぬところの治山治水といふものに大幅な予算を組むことができないために、年々歳々災害といふものが起つておる。さうして当然国がしなければならぬのに、部分的な末端において水害といふ不祥事が起きてくるわけなんです。これは結論を急ぎませぬけれども、大臣にもう一べん伺ひたいのは、このよりな形で一億三千万もの財源を持つておる災害補償組合ができております。従つて、何もこれは建設省が所管するところの水防組合である、あるいは消防が所管するところの消防団員だといふよりなことでなしにして、

この組織を、これは消防団にすればはなはだ迷惑ではあるけれども、今伺つてみますと、埼玉県においても、水防団員は全部消防団員であるというふうなことになるかと、ただここに消防団員の公務災害補償組合でなく、少くともそうした意味の市町村が負担しなければならぬところの、財源確保のための補償組合の中へ、水防団員の方も市町村が負担して、そこへ乗っかけていく。そうして単一な公務災害補償組合というものを作っていくというふうな構想は、この消防の方あるいは建設省の方は、ともにどういうお考えをお持ちでしょうか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 今回の改正を意図しました現実的な問題も、今御指摘のように、消防団員は後顧の憂いのないような備えがいろいろな歴史的な経過を離れて、同じような立場の水防団員がいざというときにその備えがないということは、非常にいろいろな面において困ったことでありますので、今回はまず今の消防団並みのことができませんよというものが、今回の改正の意図であります。これも今申し上げたように、漸次その線にできるだけ早く近づけて参るだけのいろいろな万般の処置を講じたいと考えますが、今御指摘のように、消防団の方の御厄介をかけることがいいのか、また決して分派的な考えというわけではありませぬけれども、水防団は水防団として小さいながらも自分らの力のできるだけの処置を講ずべきであるのか、それらはよく実情を考慮いたしまして、地方の実態に沿うようにこの改正の意図に沿ひまして、できる

だけ早く整備をいたしたいと考えておる次第であります。

○説明員(瀧野好晴君) 消防が非常にこういう面に対しまして歴史的に相当後顧の憂いがないというふうなことでありますけれども、地方の実態面につきましますと、必ずしもその後顧の憂いが絶対ないというわけじゃないのであります。これはやはり建設大臣のお話のように、水防ととも同じような方法で協力していくべきじゃないかと思つております。私の個人の見解はそうありますが、またこれは十分研究いたしまして、建設大臣のお話のように、お互いに協力し合つていくべきものか、あるいは消防は消防だけで今の線までいくべきかという点は、十分研究して参りたいと思つております。

○田中一君 今回の水防法の一部改正の法案では、水防管理団体が災害を補償するということになっておるので、この水害予防組合法の組合の連合というものが、あるいは消防は消防だけに、ここに六条の二を見ましても、当該水防団長または水防団員の属する水防管理団体は、これは損害を受ける。管理団体のほかに、団体の上部組織であるところの連合体、水害予防組合法というものがこの補償をするということになります。今大臣が今後考慮したいと言つておられるところの都道府県単位の連合体というものが補償するということになるのです。この法律はどこまでも、当該水防管理団体というところは市町村単位のものとは私に考えておるのです。従つて、それでは先ほど私の申し上げたように心配がまことに大きいわけですね。もし、かりにここにもあります水防組合の連合と

いうものが負担するということに二応になりますと、府県単位で、今の消防がやつておると同じように、一人当たり百円なり五十円なりというものが集まってきたりして、それが上突つて来ますと、非常に親切で、それ以上突つて来ないほど安心した法案になるわけなんです。そういう点で、消防の実態から見ましても、水防法の一部改正のこの案文だけではまだ足りないところが、あるのじゃないかと思つておるのです。

○田中一君 その二十四万のうちで、これは石川委員長が埼玉の例を聞いても、全部が全部埼玉の場合には消防団員であるということになりますと、屋上屋を架すような、結局、二重負担になるわけなんです。結局、いわゆる消防団に加入しない純粋の水防団員だけの掛金を先ほど言つたような単一の災害補償組合にかけて、一緒にやるということになれば、市町村の負担も重くはならぬわけですね。ですから、そのところを伺つたのですが、こまかい資料がないとおっしゃつたのでわかりませんが、大部分が、消防団員ではないのでしようかね、河川局長。

○政府委員(米田正文君) その点をも一度はつきり申し上げておきます。消防団は今の二百万の消防団員、これは消防任務と同時に水防任務を持つておられて、全部が水防の任務を持つておられるという建前。そのほかにプラス二十四万でありますから、その点は御了承願ひます。

百万人くらいおるので、河川局長に聞きます。

○政府委員(米田正文君) さつき申し上げましたように、二十四万以上あります。それからちよつと先ほどの訂正しておきますが、消防は、先ほど消防の方から御説明のありましたように、二百万、これに対して二十四万でありますから、水防は一割二分であります。さつき二割と申し上げました

○田中一君 その二十四万のうちで、これは石川委員長の埼玉の例を聞いても、全部が全部埼玉の場合には消防団員であるということになりますと、屋上屋を架すような、結局、二重負担になるわけなんです。結局、いわゆる消防団に加入しない純粋の水防団員だけの掛金を先ほど言つたような単一の災害補償組合にかけて、一緒にやるということになれば、市町村の負担も重くはならぬわけですね。ですから、そのところを伺つたのですが、こまかい資料がないとおっしゃつたのでわかりませんが、大部分が、消防団員ではないのでしようかね、河川局長。

ぬ。同額とすれば、二百万で負担するものと二十四万で負担するものと、負担する額が実際に違つておられます。そういう点は建設大臣どうお考えですか。そういうふうに考慮をしても八分の一になるわけですね。同じような額の災害補償を負担する場合には、どうなりましようか、可能でございますしやうか。市町村だけの負担では百円なら八百円ということになりますね。

○国務大臣(竹山祐太郎君) これは消防と違つて地帯的にどうしても起りますので、かりに個人は今お話のように重なつておるといたしまして、それ自体が水防であつた以上は、消防の方で同じ人間だからといって負担していただくわけにも参りませんし、これがためにこういうことが起きてくるわけ、数が多ければお話の通り負担率が少くても済むと思つておられます。けれども、これはそれだからといって無理に引き延ばすわけにもいきませんし、できるだけ整備をいたしまして、しかし起るケースというものは、水防の方が今までの経過から見ても少いわけでありまして、相手は天災でありますから予測はつきませぬから、起つたときにおいて考慮するということ、これは消防団に準じた体制を整えて参りまして、非常に大きなケースをはずれた問題が起りますれば、またそのときに特別に考慮をいたすということ、消防団に準じたやり方を今の段階としては考えて参りたい。

○田中一君 消防団の方では、何ですか、消火に従事してくれといつて頼んだ者、一般市民といひますか村民といひますか、そういう方々には災害補償は考えられておるのですか、おらないのですか。

○説明員(瀧野好晴君) 消防団員あるいは消防吏員というものは当然、消防の任務を持つておられる者以外の一般の第三者、現場におられる者の協力を求めました場合、その死傷に對しましてはやはり市町村が補償任務を負うことになりませぬ。

○田中一君 そうすると、その場合に、団員としての一名当り百円程度の負担金というものは、その人がかけないでもいいわけですか。
○説明員(瀧野好晴君) それはかけておられません。

○田中一君 じゃ、まあ財源の問題につきましても、今消防団が行なつていられるような措置をこの水防団にも、人間は少いけれども、どうも。ただ、かつて、現在の消防団のように月額百円程度のものを出しておいて二千万、従つて一億三千万ですか。あるいははもつとあるかも知れませぬ。二億四千万あるでしようけれども、そうすると、二十四万に對してどのような措置をとつて、分担金を市町村にかけさせようという意図ですか。またそういう考え方を現在政府としては持つておるのですか。持つておるなら、具体的にどういふ形のものにする、そして掛金はどのくらいになり、また消防災害の災害の率というものと水防災害の災害の率というものは、どのくらいになつておるかというふうな、本質的な問題まで考究なさつたことがございませうか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) もちろん考究はいたしておりますが、今申す通り、一筆に理想の形に強制をして持つていくということも実績に沿わない面もありませうと思ひますので、実績

をもとにいたしまして、漸次整備をいたしたいと考えておりますが、今までのところでは、それでさしたる大きな食い違いはなからうと考えております。

○田中一君 先ほど河川局長から、消防団員は全部水防活動をしなければならぬ義務があるんだという御説明があつたんですが、そうすると、今の災害補償を支払ふ機關として、水防団員も消防団員も一つになつて、いわゆる役所の派閥主義をやめて一本になつてやるといふ方が理想的であつて、かつまた町村の負担も少い。そして、かつその団員も安心してやれるという形が生まれてくるんじゃないかと思つたので、一つそういうふうな今後協議をして、一本化する。そうすれば、まあまあ余分な仕事も減つてきますし、またその支払いもスムーズにいくというふうなことになると思つて居りますが、その点を一ツ所管責任者の間でもつて話し合ひを進めていくというふうな、言明といひますか、御答弁は得られませうか、竹山建設大臣。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 財政的には決してむだをするつもりもありませんし、従来も別に消防団と水防団といふさかひがあつたわけでもないものでありまして、これには長い歴史と経過を持つておるわけで、必ずしも役人のなわ張りでできたものとも考えておりませぬ。しかし御注意の点はよく事情は了解いたしますので、十分に話し合ひをいたしまして、不必要なむだや、その間において連絡の不満足なようなことのないように努力はいたしますが、今といたしましては、私はこれを一つにしてしまふことが本来の使命を達成

するためにいいのかわりか。むしろやはり従来の長い伝統、歴史を尊重して、水防は水防としてその地方の諸君の協力を求めるし、消防は、これも国民全般の問題でありますから、その備わつた制度を進めていくというごとの方が私はいいと考えておりますが、しかし御意見の点はよく研究はいたしますが、統合をするという考え方は私は今日考えておりませぬ。

○田中一君 消防の方から一つ、今の同じ質問ですが、お答え願ひませぬか。
○説明員(瀧野好晴君) 大体今建設大臣がお話しになりましたような考え方を持つておられます。もつとも、両者のよりよき能率を期するための連絡なり相談は十分いたしまして、スムーズにやつていきたい、こういうふうな考えでおります。

○湯山勇君 今の問題で消防の方へお尋ねしたいんですが、従来消防団が自動して水防に當つた場合の災害補償です、それは一件当りの発生率は、火災消防の場合とどんなふうになつておりますか。そういう資料は今ございませぬでしようか。

○説明員(瀧野好晴君) 火災による殉職と水災による殉職との割合は、死亡の場合、大体水防の方が六割で、あと残りが火災のような大体概略の数字になつておりますが、負傷の場合はむしろ逆に水害の方が四割で、火災の方が六割、大体かようなふうになつております。

○湯山勇君 今お話しのように、むしろ死亡は水防活動による死亡の方が多し。今度この水防法ができました場合、消防団員と水防団員を兼ねてい

る方が死亡した場合は、消防庁の方では、やはり兼務して居る場合も消防団員としてこれは死亡の場合なんかの災害を補償される御予定ですか。これができれば、もうそれは水防団員だから建設省の關係の方でやつてくれ、こういうふうな御予定ですか。そういうことについておきまりになつておりませぬか。

○政府委員(米田正文君) その場合に、消防そのものが火災と水防との両方の任務を持つておられますから、当然の措置として、消防団員であります場合には、消防団でその災害補償をするという建前をとり、それ以外の者の、水防だけの立場の者がこの水防法にある補償を受ける、こういう建前にいたすことになつております。

○湯山勇君 水防出動の場合、これは命令を出す人が違ふわけですから、今委員長の所のように、両方兼ねておる場合、水防団員として出動命令が出て、そしてまあ実質は消防団の人が出てゆくというふうな場合は、やはりこれは水防の方、つまり本法によつて補償されるんじゃないかと思つて居ますが、それはどうでしようか。

○政府委員(米田正文君) その場合に、つきましては、なるほど水防活動の出動の命令を水防管理者である市町村長が出しました場合でも、やはり消防管理者である市町村の下部機構である消防団員でありますときには、その消防団員としての補償を行つていふ建前になつております。

○湯山勇君 水防団及び消防機關の出動というので見ますと、水防団の出動と消防機關の出動ということとは必ずしも一致しない場合があるのではないかと。つまり水防団に出動命令が出る、時間の前後があつて、あとで消防団にも出動命令が出る、責任者が違へばこれはあり得ると思つて居ます。水防団にまず今の出動命令が出て、それで消防団に命令が出ない場合において災害が起つた場合、しかもその災害を受けた人は身分上は両方兼務して居るといふような場合も、やはり消防団として措置されるわけではいひませぬか。
○政府委員(米田正文君) 實際の問題になりませぬと、水防団を組織しておられます市町村については、その水防団を構成して居るメンバーは、今お話しのように、消防団員と水防団員と二種類になります。消防の数が申しませぬと、その水防団の大部分の人は消防団員であります。そこで、身分關係から申しますと、水防団員でありかつ消防団員というダブつた場合は、やはり本然の系統であります消防団員は消防団の補償を受けるといふ建前をとつております。

○湯山勇君 消防庁の長官にお尋ねしますが、消防の方から命令が出ていなくても、そういう場合に、やはり身分がそうであれば、消防庁の方では補償なさいませぬか。

○説明員(瀧野好晴君) 私の方も大体、その構成して居る身分によつて、その補償義務が発生すると思つております。

○湯山勇君 ではもう一つ。訓練中に負傷した場合です、消防庁の方では補償しておられますか、消防訓練中の災害については……。
○説明員(瀧野好晴君) さうございませぬ。

○湯山勇君　そこで、水防団の水防訓練中の災害補償については、これはどういふふうになるでしょうか。

○政府委員(米田正文君)　これも消防と同じく、われわれの方で最近もやっておりますが、水防訓練の事故の場合についても、この六条の二の公務災害補償を適用することになっております。

○湯山勇君　そうすると、水防団と消防団兼務の人が、純然たる水防団じゃなくて、水防団として訓練を受けていた、その場合の災害補償は、これは水防団がするわけですか、消防団としてするわけですか。これはどちらからでも一つ……。

○説明員(瀧野好麿君)　一応身分の点で消防団員であります者は、消防団でやる。そうして市町村が補償するといふふうな建前をとるかと思ひます。

○湯山勇君　そうしますと、これは災害補償についてはすべて消防団が優先すると、こういうふうに解釈していいわけですか。

○政府委員(米田正文君)　先ほどから申し上げましたように、結果はおっしゃられる通りであります。私どもは身分の所属するところで補償するといふ建前で、消防本部とも連絡をとってやっておる次第であります。

○湯山勇君　そこで大臣にお尋ねいたしたいのですが、今応答の間に明らかになりましたように、非常に極端な言い方をすれば、水防団だけの命令で出ておつても、身分が消防である者は消防団の災害補償を受け、消防団の消火訓練じゃなくして水防団として水防訓練中でも、団員である者について

いは消防団の方から補償を受けるといふことになり、まず非常に極端に言へば、水防団の災害補償といふのは消防団の災害補償に寄生してゐると、こういう言い方もできるのではないかと思ひます。こういう建前が直らないのに、あえて二本建にしなくともいいのではないかと、あつた感じがいたしますが、そういう点について大臣はどうお考えでございますか。

○國務大臣(竹山祐太郎君)　お話の通りと思ひますが、実は今まで困りましたのは、実情を申し上げると、先ほどの埼玉の例は全部が一致しておるといふお言葉でありましたが、全国的に見ますと、そうじゃない場合のケースもあり得るわけでありまして、そのときに一方、何らの根拠法規を持ちませんので、消防団に寄生してお願ひするといふことも、これはできません。そうすると、同じケースに起つた災害の中で、一方は消防団員なるがゆえに、当然正規の補償を与えられるが、一方はたまたま正規の消防団員でなかつた、活動は同じにしたのですけれども、そういう場合に、今まで非常にお気の毒なケースが起つたのでございませうか、まあそのためにやつたといふとはなはだ語弊がありませうけれども、そういう事柄をこの際一つ整理をいたしまして、両方が歩調を合せていけるようにといふことが、一つの改正の現実的な目標でありますので、寄生をしておるといふお言葉、まさに実態を表わしておるかも知れませんが、事實は歴史のさよらな経過でありますので、今申し上げましたように、両方の制度を歩調を合せることによりまして、起つた場合に人によつて差等の起らぬ

ようにいたしたいといふのが、改正の要点でありますから、今の御質問の点はこれによつて合理化するものと考えております。

○田中一君　僕は最後に伺ひますが、先ほど言つたように、連合体にさせないで、どこまでも管理団体単位に補償の責任を持たせるといふことになっておりますが、そこで消防組織法ですか、この方でも、今言ふ法文で災害補償組合等を作るといふ措置は法律ではないか。水防法でもとつていないわけでありませう。そこで市町村の実態からいって、もしも、先ほど大臣が言われたように、そのような指導をする場合、受け取る方の市町村が消防の方と一緒に、あなたの方の命令じやないのです、自分の方でこの法律に規定するところの災害補償といふものを完全にするか、あるいは、それには何かやはり機関を持たなければならぬ。従つて、現在あるところの消防本位の災害補償組合といふものと、水防だけの災害補償組合といふものを新しく作つて、それを一つにして、市町村が自発的にそのような形で運営していくといふ場合には、それに対して、建設省並びに国家消防庁はそれに対しては制肘を加へませうか、そのまゝ自主的に、地方公共団体の、市町村の自主的な判断にまかせませうか、どちらでしようか。

○國務大臣(竹山祐太郎君)　これは私から両方の空気をそんたくして申し上げるならば、お話の通り、なるべく簡素化して、必要以上の繁雑をすることはないであらうか、お話を伺ひます。これは今両方の御答弁を伺ひまして、非常に喜びにたえます。これを最後の言葉にします。

○政府委員(米田正文君)　私からか

し、実態がよく実情に合つていきますことであるならば、けつこうなことだと考えております。先ほど申し上げました水防団という組織をしっかりと整備していくといふこと、何らその点は矛盾をいたすとは考えておりませぬので、御注意の点はよく実態に合ふようにいたして参りたいと思ひます。

○説明員(瀧野好麿君)　建設大臣がおつしやつた通り、別に制肘を加へるとかそういうことは考えておりませぬ。

○田中一君　この問題は十分でございますから、報賞の方に入つてよろしゅうございませうか。

○委員長(石川榮一君)　それから政府委員として、警察庁から山口警備部長が出席しております。

○田中一君　最後に一点だけ総括して伺ひますが、建設大臣は、本年六月十三日に全国町村会が決議しましたところの水防法の一部を改正する法律案、いわゆる実態的には、今いふ地方自治団体、町村が事実上、今建設大臣が言明された消防本部長が言明されたと同じように、同じ災害補償であるのだから、自分の方では一つの災害補償として扱いたいといふ希望なんです。地方町村会議の決議事項なんです。こういう点は十分御尊重下さるといふような御答弁を伺つたんで、おそろしく前水防組合法に基く水防組合をますます強化して、建設大臣がねらつておられるような効果を上げ得るような措置がとられると思ひます。これは今両方の御答弁を伺ひまして、非常に喜びにたえます。これを最後の言葉にします。

○政府委員(米田正文君)　私からか

わつてお尋ねいたしますが、町村会側からの要望につきましても、ただいまお話の趣旨のように、最近補償について互助会のような制度を、分設しないように、別個に立てないように、一本でやらないと、まあ全体の統制を乱すといふような趣旨のように存じます。私どもの方としてもよくその趣旨については尊重いたしまして、善処いたしたいと思ひます。

○委員長(石川榮一君)　私からもちよつとお伺ひしたいのですが、消防の災害に対する財政的な裏づけが、互助的な機関ができてそれによつてある程度まで補償しておる、こういうことを伺つておりますが、その災害の補償は、今の状態のいわゆる財政措置の、組合の財政措置によつて完全な公務災害的な補償が行われておるのでございませうか。その点を瀧野本部長から伺ひたい。

○説明員(瀧野好麿君)　建前は、私の方で大体の基準を示しまして、この線までやつてほしいといふ勸奨をいたしておるのでございませうけれども、先ほどちよつと申しましたように、全国の都道府県単位に見まして、まだこの補償の組合なりそういったものができていない。教府県があるような状態でありませう。またかりにできました県におきまして、各市町村がこれに對して負担する掛金と申しますか、分担金といふふうなものも、団員一人当たり何かがしと申しましても、団員が相当の數になりますので、その金は相當の負担になるわけでありませう。その掛金が多かくなかなか容易にまともならない、多額のものにはかかれぬといふふうな状況でございまして、その裏づけがありませぬ。

○政府委員(米田正文君)　私からか

しても、私たちの調べました実績によりました、私たちが希望しておる基準の補償を十分いたしかねておる実情でございます。すなわち、一応満足する線まで市町村は十分補償し得ない現状でございます。

○委員長(石川榮一君) さらに伺いたいと思いますが、その災害補償を今支出されておる県もあり、あるいはまたまだ組合もできておらないところもあるということになりますと、公平ないわゆる均一な、全国一般にわたったところの均一な補償というものはまだ生れて参りませんか。

○説明員(瀬野好晴君) そうでございます。まあ性質から申しますれば、そういう死亡に対しては、公務に対しては補償でございますから、同じでなくてはならぬのでございますけれども、建前が市町村の補償金となっておりまして、市町村ごとにこれが解決をつけるという建前でありまして、おのずから市町村の財政というもののそれに即応した補償しかできない。でありますから、まあ府県単位に組合を作らして、少くともその府県の中では、各市町村とも同じ、何と申しますか、そろった補償ができるというふうなやり方をまあ私たちが希望しておるのでございますけれども、府県が違えばまた補償——市町村に対しては給付の裏づけが、給付が少い。従いまして、給付が少ければ市町村の本人に列します補償義務の遂行が十分できないという、おのずから差が出てくる。こういうふうなのが実情でございますので、理想といたしましては、もちろん同じような足並みで、そろって全国同じような補償をいたしたいので

あります。が、そういう建前をとってありますので、漸次市町村別の差等をおのずからならして、府県単位にする。また府県同士はそれぞれ話し合った上で、将来同じように補償するようなところを持つてゆくのが理想じゃないかと思っております。

○委員長(石川榮一君) もう一つ伺いしますが、消防本部長のお考えとしますならば、形式的には一応消防に關する災害補償の制度はできておるようでありまして、実質的にはこれに伴っておらないというお話のようですが、そこでどうして町村がその支出にたえられない状況にあるならば、ある程度まで可能程度の町村から負担金をさせまして、その足らぬところは国が埋める、いわゆるある程度の助成をいたしまして、公平な補償ができるような仕組みにすべきではないかと思っておりますが、これに対して本部長のお考えはいかがでございますか。

○説明員(瀬野好晴君) これは消防界といたしましては数年来の希望でございます。まして、なるほど法律も災害補償を義務づけられておりますし、いろいろそろった互助組織は作つてやっておりますけれども、なかなか地方の財政の実情は補償の助成がつけられない。ですから、国も相当の援助をすべきであるというふうには、その助成を数年来希望し、陳情あるいは請願等もしばしばするのでございますが、私たちが及ばずながら努力して参つたのであります。現段階におきましては、政府の財政上の都合によりまして、遺憾ながら、まだこの方面の助成はいたしかねておるような実情でございます。

と、要するに、今の段階では不完全補償もやむを得ない、やつておるといふのが現実の姿のようでありまして、さらさら一つ努力をしまして、これは水防団員に關する問題ばかりじゃありません。消防に關する公務災害が各地においてのおの違つた額が出たり、あるいは支給されなかつたりする。この点につきましては一つ極力努力をせられまして、公務災害が一本の線から、水防もあるいは消防も、その他の公務災害も、一本の線が打ち出せるように、ちよつと陸軍における、あるいは海軍における戦死者に対する待遇等を考へても、こういう点まで前進をさせていっていただきたいと思つております。(賛成賛成と呼ぶ者あり)

○田中一君 建設大臣に二点だけ、記録に残しておくために御答弁をお願いいたしますが、この水防活動の限界は、どこから始まつてどこまでの程度を示すものか。これは速記に残したいのですから、御答弁願いたいと思つております。水防活動といふことはどこから始まつて、それから水害があつた場合にどこまで水防活動とみなすか。いわゆるその費用負担の方に關連があるものですか、何つておきたいのです。

○田中一君 もう一点伺いたいのは、洪水の場合の災害救助法の発動というものは、これはケースとしてはあの救助法に書いてございまして通りの条文と思つておられますが、この場合災害救助法が発動されて、その予算なら予算が出た場合に、その予算の中には今言つたような水防団員の災害補償というものが含まれるべきものか、含まれておらないものか、伺いたいと思つております。

○政府委員(米田正文君) 御承知のように、大水害の場合には災害救助法が適用になります。しかし、その中には消防の關係あるいは今度整備された水防法の關係のものはこの対象に含まれない、除外しておる、こう考へております。

○湯山勇君 この災害救助法で災害救助に出動した者のたき出し、そういうものはあの中に入るのはありません。

○政府委員(米田正文君) これは水防の事務そのものと區別されて、一般の災害救助という問題になりますので、今お話しのように、一般避難者に対するたき出し等は、これはもちろん災害救助法の中にも含まれております。

○湯山勇君 今、ちよつと違ひますので……その災害救助に出動していつて護岸をやるとか、そういうたき出しに対するたき出しは入るのではありませんか。

○政府委員(米田正文君) 私どもの今の建前といたしましては、水防団として水防管理者が行動をした場合については、水防費という費目で支出していく、それ以外の一般避難者についてのものは災害救助法と、こういう分け方をいたしております。

○委員長(石川榮一君) 大蔵省から原主計局長が見えられております。

○田中一君 これも締めくくりにて建設大臣に御答弁願いたいと思つております。第三十二條の二、受益者負担の問題ですが、これは先般から、前回の委員会でも河川局長、困難です、困難です、とお言葉ばかりだつたのです。これは実際に、具体的に、市町村では迷惑がらぬおののです。とてもたまりませんと、いたすに地方の末端に紛争を起すばかりです、こういう嘆いておるの

です。どうしてもこれは困ると言っておるのです。それで、そうしたことのなような措置というものは、ただ都道府県知事のみで解決されるものではなからう。たとえは、前に伺ったように、水防活動に基く費用の負担という点になりまして、一、費用は莫大なものになるのです。二、費用は莫大なものになるのです。三、費用は莫大なものになるのです。四、費用は莫大なものになるのです。五、費用は莫大なものになるのです。六、費用は莫大なものになるのです。七、費用は莫大なものになるのです。八、費用は莫大なものになるのです。九、費用は莫大なものになるのです。十、費用は莫大なものになるのです。十一、費用は莫大なものになるのです。十二、費用は莫大なものになるのです。十三、費用は莫大なものになるのです。十四、費用は莫大なものになるのです。十五、費用は莫大なものになるのです。十六、費用は莫大なものになるのです。十七、費用は莫大なものになるのです。十八、費用は莫大なものになるのです。十九、費用は莫大なものになるのです。二十、費用は莫大なものになるのです。二十一、費用は莫大なものになるのです。二十二、費用は莫大なものになるのです。二十三、費用は莫大なものになるのです。二十四、費用は莫大なものになるのです。二十五、費用は莫大なものになるのです。二十六、費用は莫大なものになるのです。二十七、費用は莫大なものになるのです。二十八、費用は莫大なものになるのです。二十九、費用は莫大なものになるのです。三十、費用は莫大なものになるのです。三十一、費用は莫大なものになるのです。三十二、費用は莫大なものになるのです。三十三、費用は莫大なものになるのです。三十四、費用は莫大なものになるのです。三十五、費用は莫大なものになるのです。三十六、費用は莫大なものになるのです。三十七、費用は莫大なものになるのです。三十八、費用は莫大なものになるのです。三十九、費用は莫大なものになるのです。四十、費用は莫大なものになるのです。四十一、費用は莫大なものになるのです。四十二、費用は莫大なものになるのです。四十三、費用は莫大なものになるのです。四十四、費用は莫大なものになるのです。四十五、費用は莫大なものになるのです。四十六、費用は莫大なものになるのです。四十七、費用は莫大なものになるのです。四十八、費用は莫大なものになるのです。四十九、費用は莫大なものになるのです。五十、費用は莫大なものになるのです。五十一、費用は莫大なものになるのです。五十二、費用は莫大なものになるのです。五十三、費用は莫大なものになるのです。五十四、費用は莫大なものになるのです。五十五、費用は莫大なものになるのです。五十六、費用は莫大なものになるのです。五十七、費用は莫大なものになるのです。五十八、費用は莫大なものになるのです。五十九、費用は莫大なものになるのです。六十、費用は莫大なものになるのです。六十一、費用は莫大なものになるのです。六十二、費用は莫大なものになるのです。六十三、費用は莫大なものになるのです。六十四、費用は莫大なものになるのです。六十五、費用は莫大なものになるのです。六十六、費用は莫大なものになるのです。六十七、費用は莫大なものになるのです。六十八、費用は莫大なものになるのです。六十九、費用は莫大なものになるのです。七十、費用は莫大なものになるのです。七十一、費用は莫大なものになるのです。七十二、費用は莫大なものになるのです。七十三、費用は莫大なものになるのです。七十四、費用は莫大なものになるのです。七十五、費用は莫大なものになるのです。七十六、費用は莫大なものになるのです。七十七、費用は莫大なものになるのです。七十八、費用は莫大なものになるのです。七十九、費用は莫大なものになるのです。八十、費用は莫大なものになるのです。八十一、費用は莫大なものになるのです。八十二、費用は莫大なものになるのです。八十三、費用は莫大なものになるのです。八十四、費用は莫大なものになるのです。八十五、費用は莫大なものになるのです。八十六、費用は莫大なものになるのです。八十七、費用は莫大なものになるのです。八十八、費用は莫大なものになるのです。八十九、費用は莫大なものになるのです。九十、費用は莫大なものになるのです。九十一、費用は莫大なものになるのです。九十二、費用は莫大なものになるのです。九十三、費用は莫大なものになるのです。九十四、費用は莫大なものになるのです。九十五、費用は莫大なものになるのです。九十六、費用は莫大なものになるのです。九十七、費用は莫大なものになるのです。九十八、費用は莫大なものになるのです。九十九、費用は莫大なものになるのです。百、費用は莫大なものになるのです。

そこで、もう一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百、費用は莫大なものになるのです。

○國務大臣(竹山祐太郎君) この点は、今度の立法が従来の沿革や制度を根本から無視し改めるといふ建前のものではないと心得ておられます。現在までの歴史的な制度をだんだんと合理化して行く。その中には、先般の御発言もありましたように、時代の変化に伴って地域の変更等も起って参ります。し、負担のかけ方等の合理的な調整等も起って参りますが、これはいづれも現実の問題でありまして、法律の建前としては、今田中委員のお話のように、一応川の管理者は知事であるので、建設省としてもできるだけの調整に向って、指導と努力を惜しみませんけれども、法の建前上は、知事にこれらの裁定をしてもよろしいという建前を法を考へておられます。すなわち、実際の運営の面におきましては、今の御心配のないように、法律ができてから紛糾をいたすというようなことは少しも予想をいたしておられません。しかし何と申しても、負担がかかれば文句が出るという事実はこれは避けられませんが、これは必要の場合にはできるだけの増加とか混乱等はもとより予想しておられませんから、できるだけ御趣旨に沿うようにわれわれも努力をいたしますし、府県知事をしてさような努力をいたさせるつもりであります。

○田中一君 それから原君に、大蔵省に伺いますが、今ここで水防法の災害補償の負担について非常に論議をやっているのです。われわれは、これは大蔵省はほかの方に金を持っていて、そうして人命に関する大きな災害の場合です。水防団員その他の者が挺身して命を落すような場合、あるいはかたわになるような場合に、補償しようというような改正案を審議しているわけなんです。そこで、建設大臣もこれは治山治水の当面の責任者として、非常に努力して仕事はさせる、なおかつそうしたものには挺身する者の生命財産を少しでも、安心してやらせようというところ、なにかあるのですけれども、どうも大蔵省が治山治水を忘れちゃっているのじゃないかと、こう思うのです。高度の水防というものは結局治山治水なんです。高度の水防といふものに、これなくしては、末端においては、どうも水防組合ができて、何と何と、それはもう一つの小さい現象にすぎないのです。大きな問題はやはり国が国費を相当投入してやらなければならぬ、と思うのです。どうもそうした面では、ほかの農林大臣にしても、建設大臣にしても、みなが苦勞しているのをよそ目に見ている。これは今まで予算委員会その他でも、あなたもすいぶん答弁しておられますから、もう大蔵省の御意思というものはきまつたでしょうから、その点についてどういふ考えを持っているかという点を、一つ御説明願いたいと思えます。

でも国が持つというわけにも参りませんので、事柄によつてやはり分けて参らなければならぬということであろうと思つておられます。そういう意味で考えますと、水防は国の大事でありまして、同時に、少なくともそれと並行していわゆる郷土的な、共同社会的な面があるというふうに思つておられます。そこで、そういう意味で市町村が補償いたしますのは、国に言いつけられたから国のかわりに補償するのだという考えでなく、やつていただきたい。それは財源問題で言いますならば、一般財源でやつていただきたいという考えであります。

○政府委員(原純夫君) 水防法の改正に伴いまして、特にその補償を命じた市町村の負担について、財政的な手当をやつてほしいというお考えでございますが、われわれもこの財政全般の見地、ないし補償に関する全般の見地から、できるだけのことはいいたしたいと思つておられます。ただ何でもか

して、いろいろな制度がございますから、そういう面でおそらく主務省と自治庁との間に交渉がござります。そういう場合にわれわれもわかから、何と申しますか、そののできるように応援するよな気持を持つておられることはもちろんであります。

なお、一般の財源でやることがある場合にも、国が見て見ぬふりをするのはいけません。これは何れも補償だからという問題でなく、やはり財政上の需要額と地方の財源額とのバランスにおける問題になるというふうに考へておられます。本件におきましては、従来の実績、二十五年から二十八年度までの実績を私に表で持つておられますが、一番多い年でも、負傷、死亡を通じて支給額が、水防、消防を通じて、一番多い年で五百万円ちよつとでございます。このうち水防団員の水防関係の分は、推定でございますが、おそらく一割程度であろうというふうに考へておられます。またこの所要額の大ききからいって、地方の財源でやつていただくように御努力願うという点で、一応はよろしかろうと。ただ、特定のある市なり村なりに非常に多額の負担がかつたという場合には、また一般の財源補給の問題と

○委員(石川榮一君) 私からも原次長にお伺いしたいのですが、今のお話は一応わかりませんが、水防法の一部改正のねらいとするところは、水防の強化、整備をねらうとしたら、それに伴つてこの改正が行われるのですが、事態は終戦以来今日まで、直轄を別にして、府県災害だけでも、資料を取りまして、現在の物価指数に達してしまつても八千三百四十七億に達してしまつて、府県災害だけで、これは建設省関係だけで、これに國の災害を入れましたら、おそらく一兆五千億程度に行つたら、これに農林省を加えますと、少なくとも二兆を下らない。これに民間の加えますと、三兆、三兆を突破するのではないかと。これは十年間の損害の実績です。この線に沿つて治山治水対策の完全実施が叫ばれているわけですが、どうも思ふように財政困難のためにその手配ができませんで、現実の姿では、かように八千億以上の金を投じましても、現在の段階では、本年の予算が通りましても、二十八年度災害のごときは五五〇億しか仕上らない、二十五年、六年、七年は七七〇億、二十九年は四七〇億、かように残つておられます。これらの総額が約一千億残つておられます。これが本年の災害等に直面いたしましたので、増加して行くわけですが、災害が激化して行く。これを防ぐために方法は

七

ないものですから、物心両面から水防活動を活発化して、そうしてこの損害を軽減しようというねらいであると思ひます。こういふ大きな国土防衛の第一線に立つ、しかもほんとうに身を捨て、教員夜にわたつて暴風や雨中を冒し、暗夜戦い抜く水防団員、この水防団員に補償をする場合に、単にわずかなことであるからというよりなことで、末端の市町村あるいは小さな水防管理団体に災害補償の完全を要求するという法案を出しても、これは非常無理だと私は思ふ。むしろこれは国があげて国土防衛の立場から、防衛庁の経費と同じように私は考へていただきたいと思ふのです。その観念がなければ、災害は絶対に防除できないというように考へられるわけです。

今のお話を聞きますと、五百万円程度だから、一割で五十万円だというお話ですが、それは水防活動の土気高揚ということもあると思ひます。あるいは町村がこれらに對して、公務災害の一端として助成いたしましたも、金がないのですから、財政困難なものだから、仕方がなくて、見舞程度で済ましているのじゃないかと思ふ。決して五十万程度のものでは水防の死亡、負傷に對する手当がまかなえていくとは思へない。それがために泣いてるところの犠牲者、いわゆる公務災害をこうむつた方々の苦惱がどれくらいあるか想像いたしますと、この水防法がねらつておりますように、国ができるだけ厳格に、少いとかんとかいふことは考へませんで、大災害を未然に防止し、軽減するといふ建前から、これに率先して活動する水防団員に對しては國家はできるだけ手を差

し伸べて、これらの援助に完璧を期すべきじゃないかと思ふ。これが結局、災害防止の根本をなす基本的な考へ方でなくちゃならないと思ふが、どうも、ややもしますと、本年の災害關係に關して政府の盛りました予算も、昨年度よりふえておりませぬ。災害は年々激増して参ります。災害亡國を私は憂へて居るくらいですが、それには治山治水費を、思い切つた予算のつけ方をしたいだく。ことに直轄河川のごときはわずかに二千四百億あれば、現在やつております七十六本の直轄河川の全部改修が済む。一年間に二千億、三千億の災害が起きて居るのに、この二千四百億程度で……。

直轄河川に對する予算の措置は、わずかに百億程度のものしかない。二十年かかるだろう、二十五年かかるだろうというよりな予算のつけ方です。こういふことでありますならば、私はこの水防法ができましたら、おそらく今のこの法律が実施されまして水防精神が浸透して参りますれば、犠牲者は必ず出てくると思ふ。特に申し上げたいのは、末端の水防管理団体あるいは町村等がこの公務災害の責任を負うということになっておりますが、大ぜいの犠牲者が出る所では非常に災害が多いのです。この公務災害に全力をあげるほどの余地はないと思ふ。他に非常な災害がその土地においては起つて居る。家は流され、あるいは田畑も荒廢に歸しというよりな状況に追い込まれてしまふ。そこに犠牲者がたくさん出てくるというので、そこへ持つてきて単一の町村なりあるいは町村組合、あるいは漂たる水防管理団体に、公務災害の完全補償をさせ

るといふ義務づけをするといふことは、私どもは何にもあたたかみがないように思ふ。そこで、この報賞の問題になります。報賞という言葉でござりますが、この報賞という文字自体がすでに語つておりますように、「ほう」といふ字は「報」といふ字を使つて、「しよう」といふ字は「賞」といふ字を書いてある。これは國家補償とすべきである。これは段階では國家補償が多くなつて困るというので、こういふふうりに書いたのではないと思ひます。「ほう」といふ字がこういふ字を使つてあります以上は、私どもは單なる報賞とは思ひません。ある程度の予算の裏づけもあるやうであります。そういうよりな観点から、この法律を実施する場合に、この法律がねらうところの、水防精神の浸透をはからうとするねらいがあるならば、この報賞における予算措置が、先刻來質疑をしておりますが、約三十五万円出ております。ほんとうにわずかなものであります。しかしながら、三十五万円という金は決して紙代ではないでありましよう。ある程度のお見舞金は含んでおると思ふのです。

そこで、この立法の精神は私ども非常に賛成なんです。災害防除のため余儀ないところの水防法一部改正と思ひますので、この法律の趣旨には賛成なんです。この法律の趣旨には、特に大蔵省におかれましては、この点御勘案願ひまして、公務災害の場合あるいは一般普通災害の場合に、その町村あるいはその水防組合が非常な災害をこうむつたがために十分なる補償ができないというよりなことがあ

りましたらば、ある程度思い切つたこの報賞の名前において助成をしていただく必要があるだろう。その心組みがなければならぬと思ふのですが、これに對する大蔵省側のお考へをこの際伺つておきたい。

○政府委員(原純夫君) 基本的な考へ方といたしましては先ほど申し述べた通りでございますが、同時に、その際申し述べました通り、ただいま委員長のお話のありましたよりな特定の村なり町なりに非常にできごとが多かつたというよりな場合に、できるだけの手を尽すといふことにつきましては、全くお氣持の趣旨の方向とわれわれも同じ氣持でやつて参りたいと思へております。

○田中一君 報賞の問題になります。が、ちよつと伺ひたいのですが、警察、消防の方にも關しては、ただいまこの報賞制度といふますか、どういふもののはどの立法例を見ても出てこないのです。それで、私はどうもこういふ形のもの、もしも實際にしなければならぬのなら、褒章条例と同じやうに、単行法であるいは作るべきだといふ考へを持つておるのですが、水防団にだけこのよりな形のものが出るということにつきましては、警察並びに消防の方ではどういふよりな感じ方を持つていらつしやいますか。

この報賞に含まれて居る内容といふものは、省令でこのようにきめるやうです。お手元にならぬと思ひますから読み上げますが、

一、水防法第三十四条の二の規定による報賞は、この省令によつて行ふものとすること。

二、報賞は、建設大臣が、都道府県

知事の推せんに基づき、賞状を授与して行ふものとすること。

三、報賞を行ふに當つては、記念品を賞状に添えて授与することができるとすること。

四、報賞を受ける者が、当該水防により死亡した者であるときは、その者の遺族に對し、十万円を限度として報賞金を授与することができるとすること。

五、報賞を受ける者が当該水防により不具廢疾となり又は負傷し、若しくは病氣にかかつた者であるときは、その程度に應じて相當な報賞金を授与することができるとすること。

この五つの点を省令できめようといふことになつております。その額は三十六万円ださうであります。本年度予定しております、予算に組み込んであるのが三十六万円ださうです。

この同じよりな類似の用語のある法令の例としては、憲政功労年金法、それから警察法の第七十条「警察職員は、國家公安委員會規則で定める」といふもの、それから地方税法に税を完納した者には報奨金を交付するといふゆき方、それから遺失物法の「百分ノ五ヨリ少カラス二十ヨリ多カラサル報勞金ヲ拾得者ニ給スヘシ」といふ法律ですが、そのほか現存する褒章条例、これだけあるやうです。

そこで、水防団に對してこのよりなことが法文化されることにつきまして、あなたのはよりで所掌する警察官あるいは消防団員の諸君はどのよりな考へ方を持つたか、またあなた方はそれを

所管する長として、これに対する感じ方を伺いたいと思っております。

○政府委員(山口喜雄君) いただいた御質問に対してお答えいたしますが、御指摘のように、警察といたしましては、警察法の七十条に基づきまして、警察表彰規則というものを国家公安委員会の規則として制定いたしております。これは種類が二つありまして、警察官で特殊の場合に表彰を受けるものと、警察官でない、警察に対してしまして部外の方がいろいろと協力していただきました場合に、それに対して授与するものと、大別して二つあるわけでありまして、今回この水防法の一部改正によりまして、水防関係につきましてもいろいろ功労のある方々に報賞の制度が設けられるということでございますが、私どもといたしましては、特に水火災その他災害事におきましていろいろと力を合せてやっているものでございまして、こういう制度が水防関係にできましてということによりまして、私どもといたしまして非常に、警察官あるいは警察に協力していただいた方に対する取扱いの関係上、困るといふことは今のところはないと考えております。

○説明員(瀧野好晴君) 水防団員とよく似たのは御承知のように消防団員でありますけれども、消防の方といたしましては、ただいま警察の方でお話がありましたように、警察官の非常な挺身、抜群の功勞というような場合に、あるいは表彰制度がありますので、大体それに準ずるような運び方を地方に奨励して参っております。御質問の水防団員に報賞金というように、建設大臣という閣の代表者が何かの報賞を

なさるといふことは、別に今消防の方で問題として困るとかいろいろな問題はないと思っております。

○田中一君 同じ地区の同じ地点の水防活動に挺身した消防団員と水防団員とが、同じようにやっていると、そうして水防団員はほらびをもらおう、消防団員はほらびをもらわなかつたという場合を想像するときは、どうお思いになりますか。

○説明員(瀧野好晴君) この報賞金に關します事項は、ここに条文で明らかにしなすに、水防で活躍なすつた方に対しては政府がその功に報います、そういう気持ちの現われでありますので、消防団員でありましても水防に活躍した人がかような報賞金を受けるといふことでは、受けた水防団員といふことは、水防に關します限り、一応ないといふふうに了解しております。

○田中一君 この法律が成立しまして、いろいろ制度が法文で明らかになつた場合に、消防法にもこれと同じようなケースの条文を議員提案で出した場合には、あなたの方は賛成いたしますか、どうですか。

○説明員(瀧野好晴君) 国としてかような報賞金というふうなもの制度を消防、いわゆる水防でない消防の方に、も御考慮いただくことには賛成でございます。

○田中一君 じゃ、警察の方に伺います、警察官に對してしても、法律で明らかに、警察法の中にこのような法律で明らかに条文を入れるような改正案を議員提案で法律として出した場

合には、それに対して賛成いたしませんか、反対いたしますか。

○政府委員(山口喜雄君) これは警察官としての警察活動についてでございますか。

○田中一君 ええ。

○政府委員(山口喜雄君) 御質問の点は、私といたしましては、大体たたいまの警察表彰規則でカバーできるのではないかと考えております。なお、具体的な御提案によりましてお答えをさせていただきます。

○田中一君 原次長に伺いますが、この三十六万円の報賞に對する予算といふものはどこに入っておりますか。それでは、この成文化する内容の金入つておつて、幾らであつたか。同じ性質のものがあるとき聞いているのです、どうなつておりますか。

○政府委員(原純夫君) 警察本省の方に入つております。

○田中一君 それでは、その使途はどういう形になつて使われておりますか。前年度は幾らでありましたか。

○政府委員(原純夫君) 前年度額は四十五万円。使途は、この表彰対象が団体である場合は記念品、個人である場合は功勞章ないし殉職の見舞金というふうな形で計上しておるのであります。

○田中一君 そうしますと、前年度は四十五万円、この第三十四条の二と同じような目的で使つておつた金が予算に計上されておつた、それが本年度は三十六万円になつた、そうしてそれを法文化するというのが今の提案した形でございますか。

○政府委員(原純夫君) 大体そうでございます。

○田中一君 四十五万円が三十六万円になつたということは、昨年度は四十五万円使えなかつた、使わなかつたといふところから、三十六万円に減つたもので、どちらですか。

○政府委員(原純夫君) 実績等を参照して毎年の予算を組んでおりますので、実績の動きによつたものと考えます。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、今昨年度四十五万円計上したところの予算が、実績等を勘案して、三十六万円が本年既け妥當であるといふ見解で組まれたと言つては、この点は御承知でいらつしやしませんか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 予算のことでありますから、一応さうに考えて間違ひはなからうと思つております。

○田中一君 今消防並びに警察の方も同じで伺つて、この報賞制度は望ましいといふ御意見、それから警察の方では別の面でのこのようなことを行なつておるといふような御答弁のようですが、警察の方ではどういふところに、どういふ形でやつておるのであるか。それでそれは法律で定めてあるので、この今の第七十条の国家公安委員会の規則といふものは、どういふ形になつておりますか。それからその金は、どういふ形で予算に計上されておるのであるか。

○政府委員(山口喜雄君) もとは警察法の第七十条でございます。それに基きまして国家公安委員会の規則を作りまして、警察表彰規則といふのがございます。で、この表彰の種類は、先ほど言いましたように、警察官に對するものと部外の御協力をいただいた方に対するものと、二つの種類があるわけでありまして。

警察官に對しますものは、これは種類を申し上げますと、警察功勞章、警察功績章、賞状、賞状——賞状といふのはこれは団体、部隊ですね。警察官といふよりなそういう団体、部隊に對して賞与する。それから賞与、これは賞詞よりも軽いものに対するもので、大体これが警察に對する表彰でございます。これらのものの表彰には賞金その他の副賞をつけることができるようになっております。

それから警察功勞章と感謝状といふのがございまして、これは警察に御協力を頂いた部外の方に對するもので、たとえば犯罪の予防、鎮圧、捜査、被疑者の逮捕、人命救済、水火災その他の災害または変事における警戒、防護、救護、あるいはその他警察の職務に關する御協力をいただいた方、特に顯著な功勞があると認められる方に贈つておるのであります。感謝状はそこまではないが、やはり功勞があると認められる部外の方に贈つておるのであります。

予算は警察関係の予算の項目の中に計上されております。

○田中一君 今のこのくらい、二十九年、三十年度のどのくらい……。

○政府委員(山口喜雄君) きわめて正確なことを覚えておりませんが、数百万円じやないかと思つて、報賞金として計上されております。

○田中一君 そうすると、三十六万円の財源をもつて——法律に掲記せず、数百万円のものはお手盛りで何でもできるよつたおつたといふことなん

ですね、結局。お手盛りというのは自由裁量でできるということなんです。ね……。

○政府委員(山口喜雄君) 金額の程度でございますか。

○田中一君 そう。

○政府委員(山口喜雄君) この殉職者賞しゆつ金という制度がもう一つございませう。これを御説明申し上げておきます。賞しゆつ金といふのは、これは警察職員が危害を加えられ、または災厄をこうむることを予断できるのかかわらず、これを願ふることなくその職務を遂行したことに基いて災害を受け、そのため不具廃疾となり、または死亡したような場合に、警察功勞章、警察功績章というものを授与される場合において与えられる。すなわち死亡したあるいは不具廃疾になつたという場合には与えられるものであります。これは規則におきまして、国家公務員の災害補償法の規定に準じまして細目が定めてございませう。そういう賞しゆつ金につきましては、それから表彰の副賞のようなものにつきましては、規則等におきまして基準は定めておりませう。予算の範囲内において処置してある、こういうことである。

○田中一君 死亡の場合には最高どのくらいになっておりますか。

○政府委員(山口喜雄君) 抜群の功勞があり一般の模範となると認められるもの、これは最高百万円でございます。

○田中一君 消防の方でもそういう内規というか、規則がございませうか。

○説明員(瀧野好雄君) 消防は、御承知のように、警察などと違ひまして、

市町村の運営でございませうので、市町村条例でかような警察に右へならえしたような、準ずるような条例ですね、市町村の賞しゆつ金条例というふうなものを作らせるように指導して参つております。中身は大體警察の立て方と同じような考え方で、それは賞しゆつ金制度といふのは特殊な、先ほどのおっしゃつたような、まことに災害をこうむることが当然予想されるような場合にあって挺身殉難する、不具廃疾になるというふうなまれなケースの場合にそれに適当した賞しゆつ金を支出するがごとき制度を立てるようには、私たちが市町村に対して指導奨励して参つております。

○湯山勇君 警察の方ですね、報償費といふのは該当件数は大体どれくらいですか。というの、先ほど数百万とおっしゃつたのですが、本年度報償費といふのは二千八百八十万円ですが、そのうち、件数は大体どれくらいのお見込みでございませうか。

○政府委員(山口喜雄君) まあその年によりまして非常に違ひますが、犯人逮捕やなにかで死亡するという例は、年にいたしまして十件以上はございませう。

○湯山勇君 大蔵省の方へお尋ねしますが、まあ十件程度の殉職者があつた、今のうちに二千八百ちよつと……二千九百万。それにしますと、この水防の方はせつかく法律ができたのに、前年度より低い。しかも一件——まあ一件というわけじゃないでしょうけれど、とにかく三十六万円というものはいかにも少いようですが、これはもしこの額の増額の必要があつた場合、そ

ういうときには大蔵省として何か御考慮の余地があるのでしょうか。

○政府委員(原純夫君) 警察が自分の持つてゐる組織の内部でいろいろ仕事のために死んだという場合に、国がその組織の主体として見舞以上の考えを持つて金を出すということになると思ひます。水防の場合は、やはり先ほど申しましたように、郷土的な団体のこれは機能として考えられておるわけでありませう。従つて、その見舞と申しますか、そういう措置は、まず第一にはそういう団体がやる。従ひまして、ただいまの単価、まあ最高百万円というお話がございましたが、これを国の出します国からの見舞とすぐに結びつけてお考えになるのは、ちよつと事由が違ふというふうに思ひますので、まあそういう点を考えた上で、権衡についてはいろいろと御意見も出るのであります。われわれも随時研究はいたさなきやいと思ひます。これは私も長らくいろいろ権衡を見てやつておるつもりで、ここにこまかい資料を持ち合せておるんですが、権衡はとれておると思つておるつもりで、実際に権衡が間違つておるといふことではございませう。だんだん直して参るといふふうにはいたしたいと思ひます。

まあ直して参る場合に、その財源をどうするかというふうな問題につきましては、やはりそういう制度的に交えるのは年度を区切つてやるというのが当然だろうというふうに思ひますが、そのほか災害が非常に多いというために死傷者がよけ出たという場合の措置としては、これはまあ予期すべからざる事態によつてよけい死傷が出

て、補償が要するということになりますから、予備金支出を考えて差しつかえない事態であるというふうな考へておるのであります。

○委員長(石川榮一君) 暫時休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後一時五十七分開会

○委員長(石川榮一君) ただいまから委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、水防法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。附則の1から十二ページの最後までを一括審議をします。

○湯山勇君 ちよつとお尋ねしておきたいのですが、建設本省の予算の中に、公務災害補償費といふのが六十八万四千円組まれておるのですが、公務災害補償費といふのはこういう水防活動なんかには使えないのでしょうか。

○政府委員(米田正文君) この建設本省の中にある公務災害補償費は、これは建設省の身分を持つております職員が傷害を受けた場合の補償費でございまして、これは水防によつて事故を起しました、あるいは他の道路事業を見について事故を起しました、全体としての職員の補償の経費でございませう。

○湯山勇君 これには別に基準とか規定といふものはないんでございませうか、補償の。

○政府委員(米田正文君) これは国家公務員全般に適用する災害補償の規定がございませうから、これによつて実施いたします。

○田中一君 この三十五條の二ですが、「勸告及び助言」といふのを一つ質疑が残してあるんですが、よろしいですか。

○委員長(石川榮一君) 一応それは済んだつもりで附則の審議をやつておりますが、しかし……。

○田中一君 「勸告及び助言」といふのは質疑してないのですか……。

○委員長(石川榮一君) この前上程いたしましたのは最後まで……。

○田中一君 「報償」だけでございませう。

○委員長(石川榮一君) 「報償」から最後まで上げてあつたのです。ですから……。

○田中一君 午前中に引き続き、この条文の質疑をしていいたいですか。

○委員長(石川榮一君) いいでございませう。

○田中一君 この第三十五條の勸告及び助言といふのは、従来ともに建設大臣は出しておつた例はないのですか。それとも、あつたけれども、それを今度は成文化しようといふつもりのものでございませうか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 今の後段の趣旨に御理解をいただきたいと思ひます。

○田中一君 勸告及び助言は、たとえば三十二條の二の受益者負担といふものに対しまして、勸告及び助言はでございませうか。

○政府委員(米田正文君) これはもちろん、今の御趣旨のようにこれにも適用いたします。

○田中一君 ここには、受益者負担のところには知事のあつせんといふことがあるわけですね。それで、あつせんといふ問題と、ここにある勸告及び助

言ということの強さの問題ですがね。あつせんというの、相互の間の橋渡しをするのがあつせんだと思ひます。あつせんすることよりも、勧告及び助言の方が強いわけなんです、結局。そう私は解釈しますけれども、そういうなかで勧告及び助言というものに對しては、受ける方の側はどのように受け取られ、また解釈をしたらいのですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) 先ほどの負担の問題は、言葉はどつちが上か下かということよりも、実態が知事のいわゆる所管事項内、内輪の問題でありますから、この場合はやはり知事がやることの方が第一順位でありまして、それに必要な勧告または助言を行うというふうな考へておられますが、全般を通じて、勧告及び助言はいわゆる勧告及び助言でありまして、これは強制力を持つておるとは考へておりません。

○田中一君 水害予防組合法はこうした意味の勧告及び助言ということ、並びに水防法には、そういう点は今まで明記していなかったのですか。

○政府委員(米田正文君) 従来大臣の水防管理者に対する、あるいは水防に關して都道府県知事に対する勧告及び助言等は、何らの条文はございませんでした。今回ここにあげてあります二十五条の二は、おおむね現在の消防法の建前によりまして、こういう条文を今度に入れたのでございます。

○田中一君 受け取る方は、これは強制力はないという御説明ですが、勧告及び助言でものが解決されない場合、どういふそれ以上の方法を考へて、事態を取捨するといふようなことはどう考へておられるか。

○政府委員(米田正文君) これはもはやこの法律外の問題として扱いたいと思つておられます。この法律の建前は、この法律そのものが水防の責任は水防管理者にあり、というところに原則をおいておられますので、法としては建設大臣は勧告助言の程度になりまして、それ以上に必要なものは行政運用によつて適當な措置を講じたいと考へておる次第であります。

○田中一君 附則の十四条の二の二ですが、前段において、前段といひますか、前の十條の四のときに、大体氣象台は十二河川を現在協力するといふことを建設省で約束してある、こゝ言つておられますが、この十條の三項に盛り込まれた河川を伸ばす、数をふやすといふような方法が考へられておるのですか。

○政府委員(米田正文君) これは逐次各河川の洪水予防施設の整備に伴ひまして、漸次増加をさして行く予定にしております。

○田中一君 附則の4ですね。4の場合を説明してもらへませんか。

○政府委員(米田正文君) これについて、じゃ、國宗説明員から御説明申し上げます。

○説明員(國宗正義君) 附則第十四条の二の第四項について御説明申し上げます。「第二項の規定により中央氣象台が建設大臣と共同して予報及び警報をする場合における建設大臣について、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない」とあります。

氣象業務法第十七条と申しますのは予報業務の許可に關する規定でございます。中央氣象台以外の者が氣象、地象、津波、今改正せられ

して「高潮、波浪又は洪水」の「予報の業務」を行おうとする場合は、運輸大臣の許可を受けなければならぬ」ということになっております。この運輸大臣の許可の規定を適用しないという意味でございます。

同じく氣象業務法第二十三条の規定は「中央氣象台以外の者は、氣象、地象、津波、今改正せられまして「高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。」警報の禁止の規定がございませぬ。この警報の禁止の規定を、建設大臣が中央氣象台と協力して予報及び警報をする場合は、この規定を適用しない」といふ趣旨でございます。

○田中一君 第十七条と第二十三条はこの水防法の第十七条、第二十三条でしよう。

○説明員(國宗正義君) この附則の第十四条の四項に規定されております十七條及び二十三條というのは、氣象業務法の第十七條及び第二十三條のことでございます。

○田中一君 氣象業務法の第二十三条ですか。

○國務大臣(竹山祐太郎君) それは附則の2というものが、以下氣象業務法の改正というやつですと列記してある事項ですから……。

○委員長(石川榮一君) 御発言ありませんか。

○田中一君 北海道開港法に、これは北海道開港法の中に、今度は北海道開港局は水防の事務を建設大臣の指示のもとに実施をいたしますので、開港法の中に、この所管事項として一項目入れることになつたのであります。

○田中一君 これは建設大臣が指示するのですか。

○政府委員(米田正文君) そうです。

○委員長(石川榮一君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(石川榮一君) 速記をつけて下さい。

他に御発言もないようですから、質疑は尽きたものと認めまして御異議はございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めます。

それではこれから討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにして、お述べを願ひたいと思ひます。

○小澤久太郎君 私は、最近非常に水害がふえてきた、水防活動ということになります重要なことなつてきたと思つてございませぬ。今回政府が水防法の一部を改正するといふことをやられたのは、その事態を認識されたといふよりなわけでありまして、われわれもいたしましては、この法律の改正を一応了承するわけでありませぬ。しかし地方の実情というやうなことも考へまして、賛成するものでございませぬ。

まず第一が、公務災害補償、それから水防法第十七条により水防に従事した者に対する災害補償でございますが、これは水害予防組合の議決または市町村組合、市町村の条例をもつて損害補償をすることとしておりますが、こゝいうやうな犠牲を生ずる水害は、従来の経験によりまして、大いに僻陬の地に生じまして、弱小なる予防組合

または市町村をもつてしては、その補償の負担にたえ得ないといふやうな実情であります。また地元の負担能力に從ひまして、補償額に公平を失ふことも生ずる可能性がある。よつて政府は、これら災害の補償に關して適切な指導及び國家財政による負担を考慮し、右のごとき事態を生ぜざるやうに処置せられたいといふことが一つでございます。

その次に、報賞の問題でございますが、報賞に關しては、これは一歩前進たることを認めますが、政府はこれにつきましても十分なる財政措置を講じて、精神面だけでなく、物質的にも報賞の実をあげられたいといふことでございます。

それから第三として、水防費用の補助については、施設のみを対象としておりますが、水防費において資材費がその大部分を占めるわけでございます。かつ、資材なくしては水防活動の不可能なる点にかんがみまして、資材に關しても十分なる國庫負担あるいは補助の道を講ぜられたいといふことでございます。

われわれはさやうなことを要望いたしまして、賛成するものであります。

○赤木正雄君 私は、この法案は今まで比べて一段進歩したものと認めます。ただし、この法案の中に盛り込まれております「利益を受ける市町村の費用負担」については、これは非常に慎重に検討してもらはねと、かえつて弊を招きますから、この点特に法の運用上御注意をお願いいたします。

○湯山勇君 私はこの法案に對しまして、次のやうな要望を付して賛成いたしたいと存じます。

すでに各委員から御指摘がありました点は重複を避けませんが、それらの点については、同様十分なる措置を要望いたしたいと存じます。

さらにそのほかに、この法案の審議の過程において明らかにになりましたことは、建設省と気象台とで、用語の概念等に相当しい違いがあるように感じます。もしこれをそのまま放置するならば、せつかくの waterproofing にも支障を来たすおそれがありますので、十分な連絡をとって、そういうことのないように善処願いたい。これが第一でございます。

第二は、本年度予算を見ましても、この法案で重視している洪水予報施設については四百万円削減になっております。さらにまた本法で規定されました水防施設に対する補助にいたしましても、前年に比べて三百七十幾万の減になっております。こういうこと、並びに水害対策全般に後退が見られるような本年度の予算状況におきまして、このように水防活動のみを強化する法案を実施した場合には、この運営を誤る場合には人命軽視というような危惧さえも生ずるおそれがありますので、この法案を適切に実施する前提として、予報施設なりあるいは水防施設の補助なり、さらに根本的な水防対策についてさらに一段の強化が必要でありますので、この点につきましては十分御考慮の上善処を願いたいと存じます。

以上要望を付して、本案に賛成をいたします。

○田中一君 従来の水防法の欠点を、ことに団員ならびにこれに努力する土地の者たちのための災害補償の制

度の盛られたことに対しては、全く賛成でございます。同時に、かすかすの賛成する点、またわれわれが審議の過程において大臣に質疑をし、またその答弁においてわれわれが納得するような線が大体見られるような状況でありますので、これを十分われわれは今後の運営について監視をするつもりであります。従つて、精神としてはまず賛成するつもりでございます。

ただ、この運用につきましては、受益負担の問題、あるいは報賞の問題等、相当大きな障害があるような点が多々ございます。ことに、先ほどの質疑の間におきましても、消防庁あるいは警察庁その他の何種類のもの、生命を賭して職務を遂行するところの現業員がござります。これらと不公平のないような扱い方をするように進めていただきたい。ことに、報賞制度につきましても、これが単に水防法の上のみこの規定をとめるだけでなく、他の類似法案の中にもこのような形を織り込むようなことができないならば、近い機会に単行法としてそのような困難な仕事に携わるところの団員たちのために考慮するようにお取り計らい願いたい。

私は重ねて申し上げますが、この法案に賛成するに当りまして十分に質疑の過程において尽くされたところの答弁を尊重し、かつ実施に對しては責任を持つていただきたい、かように強く要望いたしまして、賛成する次第でございます。

○武藤常介君 私は民主党を代表いたしまして、簡単に賛成の討論をいたします。

水防法が実施せられましてから水防

に對する認識が一段と強調されまして、今日重要な施政に對する部面を占めて参りましたが、これが実施いたしてみまするといふと、やはり改正の必要を生じまして、その改正が本案によつて現われたので、私は本法案の提出は当然なことと存じます。実施に當りましては中央氣象台ならびに報道機関等と密接なる連絡をとりまして実施されますと同時に、親戚その他の規定等この法の精神を十分に生かして、水防法の一段と完備を期されんことを切望いたします。これをもつて賛成の討論をいたします。

○委員長(石川榮一君) 他に討論の御発言のかたはございませんか。——他に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めまして御異議はございませんか。

○委員長(石川榮一君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。水防法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案の通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(石川榮一君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもち、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(石川榮一君) 御異議ないことを認めます。よつてさうに決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とせられた方々は順次御署名を願います。

多数意見者署名
石井 桂 赤木 正雄
近藤 信一 武藤 常介
小澤久太郎 西岡 ハル
宮本 邦彦 北 勝太郎
湯山 勇 田中 一
永井純一郎 堀木 鎌三
○委員長(石川榮一君) 今日、これをもつて散会いたします。

午後二時三十二分散会
六月十八日本委員会に左の案件を付託された
一、住宅施策強化に関する請願(第七六五号)
一、天龍川沿岸道路の開設に関する請願(第七九六号)
一、道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願(第八〇六号)
一、雲仙観光道路を有料道路とするの請願(第八〇八号)
一、道路整備費財源の確保等に関する請願(第八〇九号)

第七六五号 昭和三十年六月七日受理
住宅施策強化に関する請願
請願者 東京都港区芝虎ノ門八社団法人日本住宅協会
長 藤山愛一郎

紹介議員 田中 一君
住宅施策の実施にあつては、(一)公営住宅の建設を強力に推進すること、(二)住宅の質を向上させること、(三)住宅公団は地方の実情に應じて活動し得る組織とすること、(四)住宅金融公庫の融資率を低下させないこと、(五)周到な土地対策を樹立し実施すること、(五)住宅問題に関する調査研究を振興すること等の諸点に留意され、強力に住宅施策の推進を図られたとの請願。

第七九六号 昭和三十年六月九日受理
天龍川沿岸道路の開設に関する請願
請願者 長野県下伊那郡会地村 小下伊那郡町村会内 小笠原正賢
紹介議員 田中 一君

天龍東三河地域総合開発の一環として、長野県飯田市から浜松市、豊橋市に通ずる天龍川沿岸道路の開設は、地元三県民多年の念願であり、佐久間ダムが構築されたため、いかに流しが全面的に不可能となつた今日、これに代る輸送路としても緊急にこれが開設を期待されているが、本予定線のうち、現在不通箇所は静岡県佐久間から上流長野県(天龍峡)間であり、佐久間から上流にわたり既に電源会社において補償道路として着々工事を進めており、また長野県側についても会社は応分の負担を約しているから、地元三県民の福祉のために、本道路のうち、未開発区間の開設を促進せられたいとの請願。

第八〇六号 昭和三十年六月十日受理

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願

請願者 青森県庁土木部道路課

内 中村保太郎

紹介議員 石原幹市郎君

現在審議中の道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨は、ガソリン税収入決算額が翌々年度の道路費に追加して組み入れるることであつたと信じられるが、同法律案の条項によれば「前々年度の道路整備費決算額が揮発油税収入決算額に對して不足する額を」とうたつた箇所があり、これは本法制定の精神に反するばかりでなく道路整備促進の誠意に著しく欠け、かつ道路費負担の公正をあやまるものであるから、すみやかにこれを修正せられたいとの請願。

第八〇八号 昭和三十年六月十日受理

雲仙観光道路を有料道路とするの請願

請願者 長崎県知事 西岡竹次郎

紹介議員 秋山俊一郎君 山川良一君 藤野繁雄君

西岡 ハル君

雲仙国立公園を訪れる内外観光客は、年間約百八十万人を数え、なお年々増加の一途をたどり、しかもこれらの観光客の大部分は、国際文化都市長崎をも同時に訪れている。しかるに、この雲仙の道路は、すでに、今日のほり大なる自動車交通量に対しては、すこぶる狭あいを極め、国立公園雲仙の名に

ふさわしからぬことは、雲仙を訪れる内外の人士からひとしく指摘されておるから、阿蘇道路及び霧島道路と同様、雲仙長崎間を十一キロメートル短縮し所要時間を一時間余りとする雲仙観光道路整備計画を特定道路整備事業（有料道路）として採択せられたいとの請願。

第八〇九号 昭和三十年六月十一日受理

道路整備費財源の確保等に関する請願

請願者 宮城県仙台市立町九清水源太郎外一名

紹介議員 石原幹市郎君

政府提案による昭和三十年度道路予算ならびに関連法案は、道路整備促進を必要とする情勢に照らし、かつまた道路負担の公正を期する上に、いぢるしく欠ける点があるから、(一) 現行の臨時措置法を改正して恒久法とすること、(二) 道路費に特定した財源を他の目的に流用する事を禁ずる規定を設けること、(三) 一般財源を道路費に繰り入れるべきことを明確に規定すること、(四) 道路公債を発行すること等の実現を図られるとともに、昭和三十年度道路予算案についてもガソリン税率はそのままとして、国の道路費予算を増額し、昭和二十九年道路費予算の自然増取額を本年度道路費予算として追加計上すること等について適當な措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十年六月二十五日印刷

昭和三十年六月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局